

# 伊江村ネーミングライツ・パートナー募集要項 (施設提案型)

## 1 募集目的

伊江村では、民間事業者との協働のもとに、村所有の体育施設を有効に活用することにより、新たな財源の確保と施設のサービスの維持管理・認知度向上を図ることを目的として、体育施設等に愛称を命名する権利(以下「ネーミングライツ」という。)の取得を希望する企業等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)から、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を以下のとおり募集します。

## 2 募集概要

次の条件で、ネーミングライツの取得を希望する3施設の愛称提案を募集します。

### (1) 対象施設

村が所有する体育施設を対象とします。

1. 伊江村総合体育館(約3,836㎡) 年間利用者数 15,786名 (令和5年度実績)



2. 伊江村多目的屋内運上場(約4,457㎡) 年間利用者数 6,514名 (令和5年度実績)



3. 伊江村野球場(両翼100mスタンド席1,100席) 年間利用者数 2,657名 (令和5年度実績)



### 3 ネーミングライツ料及びパートナーメリットについて

(1) 年額、1施設100万円以上(消費税及び地方消費税別)で提案してください。

※契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※提案金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※ネーミングライツ料は、施設のサービスの維持・向上のために必要な経費の財源(維持・管理費等)となります。

※当該年度分のネーミングライツ料の支払いは、原則として毎年度、年度当初となります。複数回に分割して支払うことはできません。

(2) パートナーメリットについて

・本村の広報誌やパンフレット等の印刷物、ホームページ等における愛称の使用

・ネーミングライツの導入に当たり、希望する特典等があれば記載してください。

※特典の可否については、村と協議の上、決定するものとします。

### 4 契約期間(愛称使用期間)

施設の利用者である村民等の利便性を考慮し、原則3年以上5年以内で希望する期間を提案してください。

※契約期間の始期については、ネーミングライツ・パートナーの決定時期により、協議させていただきます。

※契約期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

### 5 施設の名称条件

村民や利用者に親しまれ、伊江村総合体育館・伊江村多目的屋内運動・伊江村野球場にふさわしい愛称とします。ただし、以下の点に留意して下さい。

1、施設の愛称について

・名称に【伊江島】又は【伊江村】、【いえそん】、【いえじま】の文字を入れること。

・例として「○○いえじま球場」、「いえそん○○体育館」、「○○スタジアム伊江島」、「伊江村○○屋内運動場」、など何の施設か分かるように命名してください。

※標記は、漢字、カタカナ、ローマ字等ネーミングライツ・パートナーに命名いただくのは、施設の愛称であり、条例上の正式な施設名称は変更しません。命名に当たっては、親しみやすさや呼びやすさなど、村民等の理解が得られる愛称とし、施設の利用者が混乱しないように配慮することとします。また、利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

なお、次に該当すると認められるものは、愛称として使用できません。

(ア) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (カ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (キ) 個人の氏名
- (ク) 当該愛称の内容について村が推奨している等、村民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (ケ) その他、村所有施設の愛称として使用する事が適当でない認められるもの

※ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募側において問題を解決し対応すること。それらに関する紛争が生じた場合は、応募側の責任において対応するものとし、本村は責任を負いません。

## 6 愛称表示の内容

愛称の表示は施設内外の看板等(施設名表示や案内板等)、伊江村HP及び新規に作成する村発行の印刷物(パンフレット等)とします。

## 7 名称変更に伴う費用負担

名称の変更に伴う費用負担については、原則として次のとおりとします。

費用負担 区分	費用負担	備考
対象施設内外の看板等の設置や看板の表示変更(施設名表示や案内板)	ネーミングライツ・パートナー	村が設置管理するもの
村の印刷物やホームページの表示変更	伊江村	新規作成分を対象とします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツ・パートナーの費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

注意1※ 村が設置管理する看板等の表示変更は、村(道路標識については道路管理者)と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとします。(施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。)

注意2※ 沖縄県屋外広告物条例(昭和50年条例第28号)の手続きや、村以外の主体が設置管理する道路標識等の表示変更に係る手続については、ネーミングライツ・パートナーが関係機関と協議の上、対応していただくこととなります。

## 8 申込について

### (1) 公募

令和6年10月1日(火)から令和6年11月30日 17:00まで

(2)提出先

〒905-0502 沖縄県国頭郡伊江村字東江前2427番地の2  
伊江村教育委員会 スポーツ推進室 宛  
電話番号 0980-49-2929 FAX 0980-49-2955

(3) 提出書類

- ①伊江村ネーミングライツ・パートナー申込書(様式1)
- ②法人の概要書又はパンフレット等
- ③地域貢献等に対する支援の実績が解る資料等
- ④登記事項証明書
- ⑤定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ⑥納税証明書(国税、地方税)※未納がないことの証明書
  - ア 国税(法人税、消費税及び地方消費税)
  - イ 地方税(都道府県民税、市町村民税)
- ⑦直近の事業報告書
- ⑧直近の決算報告書  
(貸借対照表及び損益計算書その他当該法人の財務状況を明らかにする書類)  
※村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 提出部数については正本 1 部および、副本(コピー可) 2 部

(5) 留意事項

- ①申込書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却しません。
- ②提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に関し不正があったときは失格とします。
- ③申込みに係る必要な経費等は全て申込者の負担とさせていただきます。

## 9 応募資格要件

県内に事業所を有するなど本村との関わりが深い法人を対象とし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14 年法律第154号)による更生手続中の者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される者
- エ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- オ たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員等が代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)

- 同法に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有している者
- キ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- ク 県又は村から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けている者
- ケ 国税又は地方税を滞納している者
- コ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないとして村が認める者

## 10 提案内容の検討

提案書の提出があった施設における導入の是非について、施設所管課と調整を行います。導入が適当と判断した場合は、募集条件を決定し、選定手続(公募等)に移行します。※提案施設の条件等が折り合わず、公募を見送る場合があります。

## 11 候補者の選定基準

選定委員会において、各委員が選定基準に沿って愛称や契約条件等を総合的に審査の上、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において村のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を選定します。

### 【選定基準(例)】

- ・ ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい経営状況等 ○点
- ・ 事業内容、地域活動への理解・貢献 ○点
- ・ 村民に受け入れられるか ○点
- ・ 村民への知名度、親しみ等 ○点
- ・ 浸透しやすさ、呼びやすさ ○点
- ・ ネーミングライツ料金の多寡 ○点
- ・ 契約期間の長さ ○点

合 計 100点

※ 公募の際に施設毎に配点を提示します。

※ 提案金額が類似施設や他事例の金額と比較して著しく低額の場合や、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合には、候補者を選定しないことがあります。

## 12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

### (1) ネーミングライツ・パートナーの決定

選定委員会において選定された候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し通知します。(様式2)

協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと村が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切り、次順位候補者と協議を行うものとします。

### (2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後、村のホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により、ネーミングライツ・パートナー名、施設の新名称(愛称)、ネーミング

ライセンス料、契約期間等を公表します。

なお、ネーミングライセンス・パートナーに選ばれなかった応募については、企業名等の公表はしません。

### 13 契約締結について

ネーミングライセンス・パートナーの決定後、村とネーミングライセンス・パートナーとの間でネーミングライセンスに関する契約を締結します。

この場合、契約の締結に係る費用は、ネーミングライセンス・パートナーの負担とします。

契約締結後は、村の各種広報において愛称を使用するとともに、利用団体等の関係機関や県内外の市町村等に対しても愛称の使用、周知を働きかけます。

なお、契約を締結したネーミングライセンス・パートナーは、次期契約の際に優先的に交渉することができます。

### 14 決定の取消及び契約の解除について

ネーミングライセンス・パートナーを決定した後において、ネーミングライセンス・パートナーが、応募資格要件を欠くこととなった場合、社会的信用を損なう行為等により村又は施設のイメージが損なわれた場合等、ネーミングライセンス・パートナーとすることが適当でないと思われる場合には、村はその決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。

この場合、契約の解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライセンス・パートナーの負担とします。

### 15 留意事項

#### (1) リスク負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライセンス・パートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、村とネーミングライセンス・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

#### (2) その他

本要項にない事項については、別途協議することとします。

### 16 問い合わせ先

伊江村総合体育館 伊江村教育委員会スポーツ推進室

住 所 〒905-0502 沖縄県国頭郡伊江村字東江前2427-2

電 話 0980-49-2929

FAX 0980-49-2955

電子メール [hisato-chi@iejima.org](mailto:hisato-chi@iejima.org)